

無償化裁判訴状（要約）

九州朝高生就学支援金差別国家賠償請求事件弁護団

第1 事案の概要

本件は、2010年4月1日に、被告（国）が「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」（以下、「無償化法」といいます。）を施行し、同年11月5日に同法を受けて「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」（以下、「無償化規則」といいます。）第1条第1項第2号ハの規定（以下、「規則ハ号」といいます。）を定めたのに伴い、

- ① 九州朝鮮高級学校を運営する学校法人福岡朝鮮学園（以下、「九州朝鮮高校」といいます。）が、同月29日、規則ハ号に基づき文部科学大臣の指定を求める申請を行ったところ、文部科学大臣が、同月23日に起きた朝鮮共和国と韓国の軍事衝突事件を契機に、当時の民主党政権における菅直人内閣総理大臣の指示により九州朝鮮高校に対する指定審査を停止し、それから約2年3ヶ月が経過し、自民政権となった2013年2月20日に至るまで決定を出さなかったこと
- ② 2013年2月20日、文部科学大臣が規則ハ号を削除するとともに、九州朝鮮高校を含む全ての朝鮮学校について、無償化法の対象として指定しない旨の処分を行ったこと
- ③ 2013年2月20日以降、文部科学大臣が九州朝鮮高校を含む全ての朝鮮学校について、無償化法の対象として指定していないこと
に対して、原告ら（学生及び卒業生）の平等権等（憲法14条等）が侵害され、精神的苦痛を被ったとして、原告らが被告に対し、国家賠償法1条に基づいて損害賠償請求（慰謝料10万円＋弁護士費用1万円）を求めています。
九州朝鮮高校の在校生ら及び卒業生らが原告となって、国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償請求をするものです。

第2 審査放置の違法性（第1の①）

- 1 外国人学校が規則ハ号申請に基づく申請を行い、指定された処分が2例あり（トルコ系の学校及び韓国系の学校）、これらの学校については、それぞれ申請から9ヶ月と6ヶ月で指定する処分が出されています。

行政手続法7条によれば、被告は申請を受けた場合遅滞なく審査を開始し、相当期間内に申請者らに対し応答すべき注意義務を負っており、他の外国人学校に対する処分に要する期間からすれば、9ヶ月程度が相当期間であると考えられま

す。

- 2 これに対し、九州朝鮮高校に対する処分は、申請から13ヶ月もの期間が経過した後に行われたものであるから、被告の処分は行政手続法7条に違反します。

第3 規則ハ号の削除及び不指定の違法性（第1の②及び③）

- 1 規則ハ号削除は政治的意図に基づくものであり、朝鮮高校について、無償化適用の再審査の可能性を根絶するものであり、朝鮮高校のみを無償化の対象外とするような狙い撃ちしたものであり、不合理と言わざるを得ません。
- 2 無償化法が規則ハ号の制定を文部科学省に委任したのは、各種学校、特に外国人学校には多種多様なものが存在し、それらが「高等学校の課程に類する課程」を有するか否かについては「専門的・技術的」判断を要するからであり、いわば、文部科学大臣の判断権限を縛るための規定でありました。

そうすると、規則ハ号を削除するという事は、無償化法が想定した文部科学大臣の判断権限を縛るということを覆し、逆に恣意的な判断権限を与えるに等しいものであるため、無償化法が委任した範囲を逸脱するものであり、無償化法に違反します。

第4 原告らの被侵害利益

- 1 平等権（憲法14条、26条）
- 2 中等教育の授業料について経済的援助を受ける権利（憲法26条、無償化法）
- 3 民族教育に関する授業料について経済的援助を受ける権利（各種人権条約、憲法13条、26条）

第5 損害

- 1 被告による第2及び第3の違憲・違法な行為によって、原告らの第4の権利が侵害されたことによって、原告らは精神的苦痛を被りました。
- 2 原告らの精神的損害は一人あたり10万円を下りません。
また、弁護士に委任して裁判をせざるを得なかったのであるから、原告一人あたり1万円の費用についても、原告らの損害であります。

第6 国内外からの批判

被告が朝鮮高校だけを無償化の対象としないことについて、国際連合の経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会が「差別」であり、平等に適用することを要求しているだけでなく、日本弁護士連合会をはじめ、全国の都道府県弁護士会が、朝鮮高校を無償化の対象とすることを求める会長声明を公表しています。